

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の五第一項に基づき、金融庁長官の指定する規則として、日本公認会計士協会の実務指針（業種別委員会実務指針第 68 号）を定められるとのことですが、</p> <ul style="list-style-type: none">・同協会の実務指針の策定に金融庁が関与する手続きは確保されていますか・手続きの策定に関与しない場合、その内容の適切性をどのように担保される予定ですか（仮に適切性の担保手続きが具体化されていない場合は、告示によって一民間団体の内部規則を直接引用することはやや乱暴な気がします） <p>※上記意見は日本公認会計士協会が金融庁に事前の説明もなく実務指針の策定を行わないという「事実上の関与」は想定した上で、制度的な担保の必要はないのか、という観点からのものです。</p>	<p>日本公認会計士協会は、公認会計士の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと等を目的として、公認会計士法の規定に基づき、設立された法人です。</p> <p>本件「資金移動業者における預貯金等管理方法による管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」は、他の業種別実務指針と同様、同協会により策定・公表されたものであり、当庁がその内容を確認した上で今般の告示により指定するものです。</p> <p>なお、実務指針策定に当庁が関与することを制度上担保すべきという点については、貴重なご意見として承ります。</p>